

入札のご案内

令和5年度 第1回素材一般競争入札

| | |
|-----|-----------|
| 場 所 | 下越森林管理署 |
| 日 時 | 11 月 29 日 |
| 開 始 | 11 時 00 分 |
| 締 切 | 11 時 05 分 |
| 開 札 | 締切同時開札 |



赤谷山山元土場

下越森林管理署

〒957-0052

新発田市大手町4-4-15

T E L 0254-22-4146

F A X 0254-22-4148

令和5年度 第1回

素材一般競争入札のご案内

拝 啓

晩秋の候、皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から国有林野事業の業務運営に対しましては格別なご支援とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、皆様方には日頃から国産材の利用拡大へのご尽力に感謝を申しあげますと共に、これからも国有林材のご愛顧、ご愛用の程よろしくお願い致します。

さて、ご案内のとおり、当森林管理署の令和5年度 第1回素材一般競争入札を11月29日（水）に実施することといたしました。販売物件を熟覧いただき、入札にご参加下さいますようご案内申し上げます。

敬 具

下越森林管理署長 伊藤 武徳

公 売 公 告

令和5年11月8日

分任契約担当官

下越森林管理署長 伊藤 武徳

下記のとおり素材の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和5年11月29日（水）

入札開始 11時00分

締切 11時05分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

下越森林管理署 1階会議室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒957-0052

新潟県新発田市大手町4-4-15 下越森林管理署

(2) 到着期限 11月28日（火） 16時00分必着。

上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「素材公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

- (2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（3）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

1 0 契約の成立及び締結期限

（1）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（2）契約の締結期限は令和5年12月6日（水）までとします。

1 1 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

1 2 代金の延納

（1）1件の売払契約代金が60万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利1.00%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

(3) 延納期限は、6ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

(1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

(2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を下越森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

(3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を下越森林管理署長に提出して下さい。

1.4 搬出期間

搬出期間は次のとおりとします。

- (1) 50m³未満 10日間
- (2) 50～100m³未満 15日間
- (3) 100m³以上 30日間

1.5 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：下越森林管理署又は下越森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：下越森林管理署で閲覧して下さい。

下越森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kaetu/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（委任状、入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、下越森林管理署業務グループ（資源活用担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

1 6 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである」ことを証明します。
- (3) 発電用バイオマス証明は、売買契約書への記載をもって証明します。

(4) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

1 7 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

下越森林管理署業務グループ（資源活用担当）

電話番号 0254-22-4146 FAX 番号0254-22-4148

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札物件一覧表

| 入札 番号 | 所在地 | 産地 | 樹種 | 長級 | 径級 | 本数 (本) | 材積 (m ³) | 林齢 (約) | 桤番号 |
|----------|-------|------|---------------|------|----|-----------|-------------------------|-----------|-----------|
| 1 | 赤谷山山元 | 人品頭山 | 低質材L ナラを含む | 2.00 | | | 178.873 | 57 | 05-1013T6 |
| 2 | 赤谷山山元 | 人品頭山 | 低質材L ナラを含む | 2.00 | | | 58.332 | 57 | 05-1013T9 |
| 計 | | | | | | | 237.205 | | |

土場の状況は下記QRコードからご確認ください。



パソコンからは下記のURLからアクセスしてください。

<https://r07263881.theta360.biz/t/dd8da04a-7887-11ee-b2f7-0ad00fde431f-1>

| | | | |
|------|------|------|-----------|
| 公売年度 | 公売回数 | 入札番号 | 評定番号 |
| 05 | 01 | 01 | 05-11-003 |

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位：長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

| 物件所在地 | 樁番号 | 産地 | 樹種 | 林齢 | 材の区分 | 長級 | 径級 | 品等 | 本数 | 材積 | 単材積 | 摘要 |
|-------|-----------|------|------|----|------|------|-------|----|----|---------|-------|----|
| 赤谷山山元 | 05-101316 | 人品頭山 | 低質材L | 57 | 低質材 | 2.00 | 1~999 | 原L | 0 | 178.873 | 0.000 | |
| | | | | | | | 樹種 | 計 | 0 | 178.873 | 0.000 | |
| | | | | | | | 樹種 | 計 | 0 | 178.873 | 0.000 | |
| | | | | | | | 評定番号 | 計 | 0 | 178.873 | 0.000 | |

| 入札枚数 | 入札者 | 入札金額 |
|------|-----|------|
| 2 | | |
| 1 | | |

| | | | |
|------|------|------|-----------|
| 公売年度 | 公売回数 | 入札番号 | 評定番号 |
| 05 | 01 | 02 | 05-11-004 |

関東森林管理局
下越森林管理署

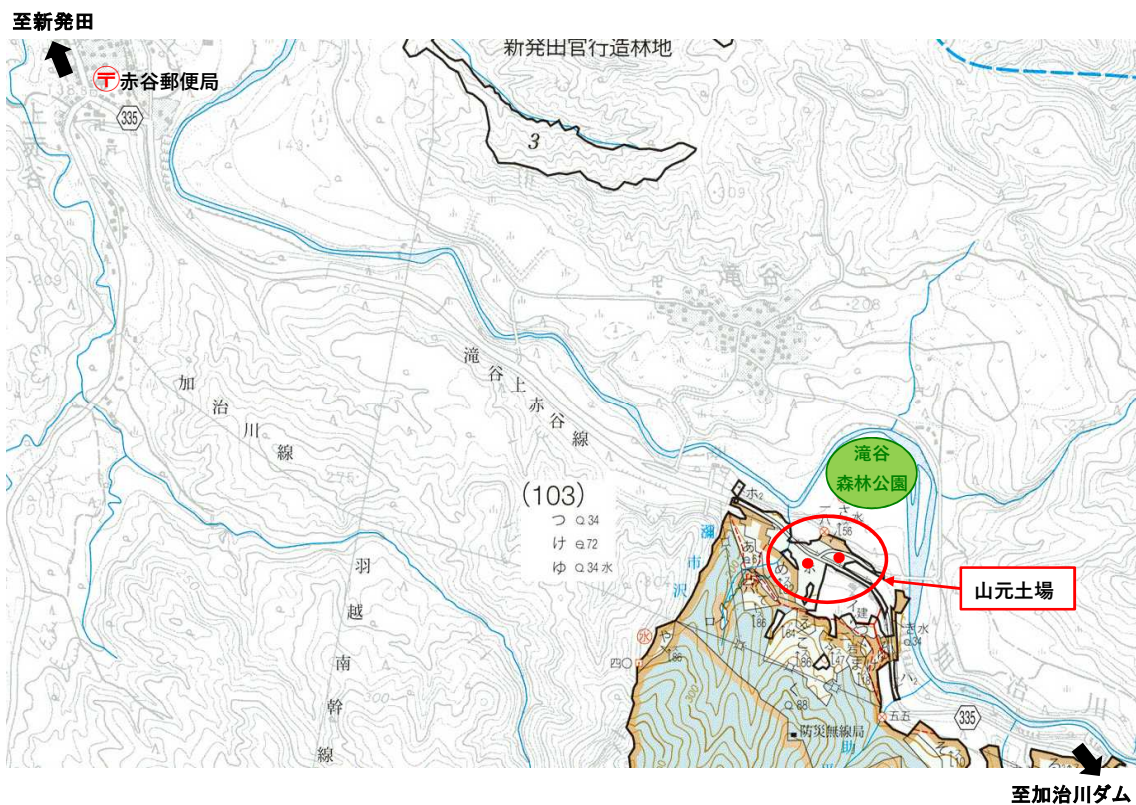
(単位：長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

| 物件所在地 | 樁番号 | 産地 | 樹種 | 林齢 | 材の区分 | 長級 | 径級 | 品等 | 本数 | 材積 | 単材積 | 摘要 |
|-------|-----------|------|------|----|------|------|-------|----|----|--------|-------|----|
| 赤谷山山元 | 05-101319 | 人品頭山 | 低質材L | 57 | 低質材 | 2.00 | 1~999 | 原L | 0 | 58.332 | 0.000 | |
| | | | | | | | 樹種 | 計 | 0 | 58.332 | 0.000 | |
| | | | | | | | 樹種 | 計 | 0 | 58.332 | 0.000 | |
| | | | | | | | 評定番号 | 計 | 0 | 58.332 | 0.000 | |

| 入札枚数 | 入札者 | 入札金額 |
|------|-----|------|
| 2 | | |
| 1 | | |

赤谷山山元土場位置図

県道 新発田・津川線、赤谷山交差点（赤谷郵便局）を加治川ダム方面に
約 2.9 km（滝谷森林公園入口）右側です。



赤谷山山元土場配置図

